

有機則対象物質の一部の発がん性評価について（案）

有機溶剤中毒予防規則で規制の対象としている有機溶剤については、中枢神経系に対する中毒を予防するための措置を義務付けているところであるが、一般の胆管がん事案を踏まえ、すでに有機溶剤中毒予防規則で規制されている化学物質であっても発がん性が認められるものについては、大量又は長期ばく露による職業がんの予防を観点とした管理が必要である。

なお、上記の有機溶剤の発がん性に関する評価については、国際がん研究機関（IARC）により評価されているところである（資料 2-2）。

また、現時点での有機溶剤のばく露測定データはないものの、有機溶剤業務における、作業環境測定状況に関するデータ（参考資料 8-1）において、それぞれの有機溶剤で第 2 又は第 3 管理区分に評価されるものが認められること、また、有機溶剤等特殊健康診断の生物学的モニタリングに関する検査状況に関するデータ（参考資料 8-2）において、それぞれの有機溶剤で分布 3 に区分されるものが認められた。

（検討事項）

1 発がん性があると認められる有機溶剤とは

（案）IARC の発がん性評価レベルで 1、2A、2B のもの（準備中も含む。）

（参考）

- 作業環境測定の対象作業場は、令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるもの（令別表第 6 の 2 第 1 号から第 4 7 号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤業務のうち、第 3 条第 1 項の場合における同項の業務以外の業務）を行う屋内作業場
- 有機溶剤等特殊健康診断の対象業務は、屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの（屋内作業場等における有機溶剤業務のうち、第 3 条第 1 項の場合における同項の業務以外の業務）